

議案第 1 号

幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により過疎地域とみなして適用される同法第6条第7項の規定により、幕別町過疎地域自立促進市町村計画（自平成22年度至平成27年度）を別紙のとおり変更する。

別 紙

幕別町過疎地域自立促進市町村計画（変更）

区分	9 集落の整備				備考
変更前	(2) その他 ① 地域内行政区の連携組織強化 ② 定住対策の推進				26頁 14行目
変更後	(2) その他 ① 地域内行政区の連携組織強化 ② 定住対策の推進 (3) 計画				26頁 14行目
	<u>自立促進 施策区分</u>	<u>事業名 (施設名)</u>	<u>事業内容</u>	<u>事業主体</u>	<u>備考</u>
	8 集落の整備	(2) 過疎地域 自立促進 特別事業	<u>定住促進住宅建設費助成事業</u> <u>(事業内容)</u> <u>定住促進のための住宅建設若しくは購入に係る経費の一部を助成する事業。</u> <u>(事業の必要性)</u> <u>人口減少による集落機能の低下、経済活動の停滞、地域活力の衰退を防ぐために本事業が不可欠である。</u> <u>(事業効果)</u> <u>本事業を行うことにより、定住促進と地域経済の活性化が図られ、今後の忠類市街地形成を維持し、幕別町全体の均衡ある発展に寄与するものであり、その事業効果は多大である。</u>	幕別町	